

議案第10号

東郷町税条例の一部改正について

東郷町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月25日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町税条例の一部を改正する条例

東郷町税条例（昭和38年東郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第33条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第3号中「第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭」を「第78条第2項第4号に掲げる寄附金」に改め、「又は県教育委員会」を削り、「支出した」の次に「当該公益信託に係る信託事務に関連する」を加え、同項第5号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第35条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第59条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第80条第2項第2号及び第125条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

第1条 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、第35条の2第9項、第59条の2第1項、第80条第2項及び第125条の3第2項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条本文に掲げる規定による改正後の東郷町税条例第33条の7第1項の規定の適用については、同項第3号中「寄附金」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」と、同項第5号中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

議案の概要

1 改正理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 新たな公益信託制度の創設に伴い、寄附金税額控除の対象となる寄附金等の規定を整備すること。（第33条の7及び附則第4条の2関係）
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の引用条項を整備すること。（第35条の2、第59条の2、第80条及び第125条の3関係）

3 施行期日等

- (1) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行すること。ただし、2(2)の規定は、令和7年4月1日から施行すること。
- (2) 施行日前に現行の所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭を支出した場合に係る寄附金税額控除について経過措置を設けること。